

乳児等通園支援事業の認可等について

1 概要

児童福祉法第34条の15第2項の規定により、乳児等通園支援事業を運営しようとする者から設置の申請があり、竹原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等に基づき審査をした結果、認可することとしたいので、子ども子育て会議の意見を求めるもの。

2 申請者

- (1) 社会福祉法人 賀茂川福祉会
- (2) 社会福祉法人 大乘福祉会
- (3) 学校法人 本長寺学園
- (4) 社会福祉法人 明星福祉会

3 審査の状況

- (1) 設備及び運営に関する基準
条例に定める基準に適合している。
- (2) 児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準
申請者は、社会福祉法人又は学校法人であり、第4号に掲げる欠格事項に該当しない。

(参考) 児童福祉法第34条の15

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

四 次のいずれにも該当しないこと。

(イ～ル 略)

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。